資料２－４

（仮称）北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考
目次	目次	
第１　計画の基本事項　1	第１　計画の基本事項　1	
１　計画策定の趣旨　1	１　計画策定の趣旨　1	
２　計画のめざす姿　2	２　計画のめざす姿　2	
３　計画の位置付け　3	３　計画の位置付け　3	
４　他計画との関連　4	４　他計画との関連　4	
５　計画の期間　4	５　計画の期間　4	
第２　こどもを取り巻く現状　5	第２　こどもを取り巻く現状　5	
１　少子化の現状や要因　5	１　少子化の現状や要因　5	
（１）少子化の現状　5	（１）少子化の現状　5	
（２）少子化の要因　7	（２）少子化の要因　7	
２　青少年を取り巻く環境の現状と課題　14	２　青少年を取り巻く環境の現状と課題　14	
（１）青少年を取り巻く現状　14	（１）青少年を取り巻く現状　14	
（２）課題　20	（２）課題　20	
３　こどもの貧困等の現状と課題　21	３　こどもの貧困等の現状と課題　21	
（１）こどもの貧困等の現状　21	（１）こどもの貧困等の現状　21	
（２）課題　31	（２）課題　31	
４　出産や子育てを巡る道民の意識とニーズ　32	４　出産や子育てを巡る道民の意識とニーズ　32	
（１）夫婦の完結出生児数・平均理想こども数・平均予定こども数等　32	（１）夫婦の完結出生児数・平均理想こども数・平均予定こども数等　32	
（２）少子化や子育てについての道民意識　35	（２）少子化や子育てについての道民意識　35	
（３）北海道のこどもの生活実態　38		○部会意見を踏まえた修正
第３　これまでの計画に基づく取組と評価　40	第３　これまでの計画に基づく取組と評価　38	○上記掲載に伴う頁ずれ※以下同じ
１　取組全体の評価　40	１　取組全体の評価　38	
２　第４期北の大地☆子ども未来づくり北海道計画の評価　41	２　第４期北の大地☆子ども未来づくり北海道計画の評価　39	

資料２－４

（仮称）北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考
（１）施策の体系（表の左列は「ライフステージ」）　42 （２）目標設定項目の推進状況　44 （３）各ステージの評価　47 ３　第２次北海道青少年健全育成基本計画の評価　56 （１）施策の体系　56 （２）目標設定項目の推進状況　57 （３）各基本方針の評価　60 ４　第２期北海道子どもの貧困対策推進計画の評価　67 （１）施策の体系　67 （２）目標設定項目の推進状況　68 （３）各重点施策の評価　69 第４　（仮称）「北海道こども計画」策定の考え方　77 １　計画の基本的な対応方向　77 ２　計画の目標　77 （１）計画の基本目標　78 （２）都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定めることとされている事項　78 （３）「都道府県社会的養育推進計画」に定めることとされている事項　79 （４）その他の指標　79 ３　目標達成に向けた基本的な方針と具体的な取組　81 （１）こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る　81	（１）施策の体系（表の左列は「ライフステージ」）　40 （２）目標設定項目の推進状況　42 （３）各ステージの評価　45 ３　第２次北海道青少年健全育成基本計画の評価　54 （１）施策の体系　54 （２）目標設定項目の推進状況　55 （３）各基本方針の評価　58 ４　第２期北海道子どもの貧困対策推進計画の評価　65 （１）施策の体系　65 （２）目標設定項目の推進状況　66 （３）各重点施策の評価　67 第４　（仮称）「北海道こども計画」策定の考え方　75 １　計画の基本的な対応方向　75 ２　計画の目標　75 （１）計画の基本目標　76 （２）都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定めることとされている事項　76 （３）「都道府県社会的養育推進計画」に定めることとされている事項　77 （４）その他の指標　77 ３　目標達成に向けた基本的な方針と具体的な取組　79 （１）こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る　79	

資料２－４

（仮称）北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考
（２）こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、共に進めていく　81 （３）こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する　85 （４）良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする　102 （５）若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む　133 （６）施策の総合性を確保するとともに、関係部局、市町村、民間団体等との連携を重視する　137 第5　計画推進のための取組と指標の設定　139 １　（仮称）北海道こども計画の施策目標と取組　139 ２　（仮称）北海道こども計画における目標設定項目【一部調整中】　142 （１）学校教育や保育を必要とする量の見込みと確保方策【調整中】　142 （２）認定こども園及び地域子ども・子育て支援事業【調整中】　143 （３）その他指標　144 ３　各ライフステージの取組　149 （１）ライフステージを通して　151 （２）こどもの誕生前から幼児期まで　151 （３）学童期・思春期　151	（２）こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、共に進めていく　79 （３）こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する　83 （４）良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする　100 （５）若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む　131 （６）施策の総合性を確保するとともに、関係部局、市町村、民間団体等との連携を重視する　135 第5　計画推進のための取組と指標の設定　137 １　（仮称）北海道こども計画の施策目標と取組　137 ２　（仮称）北海道こども計画における目標設定項目【一部調整中】　140 （１）学校教育や保育を必要とする量の見込みと確保方策【調整中】　140 （２）認定こども園及び地域子ども・子育て支援事業【調整中】　141 （３）その他指標　142 ３　各ライフステージの取組　147 （１）ライフステージを通して　149 （２）こどもの誕生前から幼児期まで　149 （３）学童期・思春期　149	

資料２－４

（仮称）北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考
（４）青年期　151 第６　計画の推進　152 １　計画の推進体制　152 ２　計画の点検評価　152 第７　別表　153 第８　資料　154 １　用語の解説　154 ２　各種データ　155 ３　こども基本法　161 ４　（仮称）北海道こども基本条例　161 ５　北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例　161 ６　北海道青少年健全育成条例　161	（４）青年期　150 第６　計画の推進　150 １　計画の推進体制　150 ２　計画の点検評価　151 第７　別表　152 第８　資料　153 １　用語の解説　153 ２　各種データ　154 ３　こども基本法　159 ４　（仮称）北海道こども基本条例　159 ５　北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例　159 ６　北海道青少年健全育成条例　159	
第１　計画の基本事項 １　計画策定の趣旨 道では、こどもの健やかな成長に適した豊かな自然環境など、本道の特性を十分に生かしながら、社会全体で出産や子育て、こどもの成長をしっかりと支えることができる社会を目指して、平成16年（2004年）10月、全国に先駆けて「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例」（以下「少子化対策条例」という。）を制定し、平成17年度（2005年度）に、本条例に基づき、「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」（以下「少子化対策計画」という。）を策定しました。以降、令和６年度（2024年度）まで４期20年に	第１　計画の基本事項 １　計画策定の趣旨 北海道では、こどもの健やかな成長に適した豊かな自然環境など、本道の特性を十分に生かしながら、社会全体で出産や子育て、こどもの成長をしっかりと支えることができる社会を目指して、平成16年（2004年）10月、全国に先駆けて「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例」（以下「少子化対策条例」という。）を制定し、平成17年度（2005年度）に、本条例に基づき、「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」（以下「少子化対策計画」という。）を策定しました。以降、令和６年度（2024年度）まで４期20年にわ	【１頁】 ○文言修正（平仄合わせ）

（仮称）北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考
わたり、こどもを産み育てやすい社会の実現に向けて、様々な取組を進めてきました。 また、平成20年度（2008年度）には、「北海道青少年健全育成条例」（以下「青少年条例」という。）に基づき、「北海道青少年健全育成基本計画」（以下「青少年計画」という。）を策定し、２期16年にわたり、青少年が心身ともに健やかに成長できる社会の実現に向けて取り組んできました。 さらに、平成27年度（2015年度）には、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づいて、「北海道子どもの貧困対策推進計画」（以下「貧困対策計画」という。）を策定し、２期10年にわたり、本道の全てのこどもが、置かれている環境等にかかわらず、夢と希望を持って成長できる地域社会の実現に向けて取り組んできました。 こうした中、国では、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっていない現状や、児童虐待やいじめ、不登校など、こどもを取り巻く深刻な状況等を背景に、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を社会の真ん中に据え、強力に進めていくことが急務であるとして、令和５年（2023年）４月にこども家庭庁を発足させ、こどもの権利保障等を基本理念とするこども基本法を施行し、同年12月には、少子化のトレンドを反転させるための「加速化プラン」を含む「こども未来戦略」や、今後５年程度を見据えたこども施策の基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」が閣議決定されました。	たり、こどもを産み育てやすい社会の実現に向けて、様々な取組を進めてきました。 また、平成20年度（2008年度）には、「北海道青少年健全育成条例」（以下「青少年条例」という。）に基づき、「北海道青少年健全育成基本計画」（以下「青少年計画」という。）を策定し、２期16年にわたり、青少年が心身ともに健やかに成長できる社会の実現に向けて取り組んできました。 さらに、平成27年度（2015年度）には、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づいて、「北海道子どもの貧困対策推進計画」（以下「貧困対策計画」という。）を策定し、２期10年にわたり、本道の全てのこどもが、置かれている環境等にかかわらず、夢と希望を持って成長できる地域社会の実現に向けて取り組んできました。 こうした中、国では、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっていない現状や、児童虐待やいじめ、不登校など、こどもを取り巻く深刻な状況等を背景に、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を社会の真ん中に据え、強力に進めていくことが急務であるとして、令和５年（2023年）４月にこども家庭庁を発足させ、こどもの権利保障等を基本理念とするこども基本法を施行し、同年12月には、少子化のトレンドを反転させるための「加速化プラン」を含む「こども未来戦略」や、今後５年程度を見据えたこども施策の基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」が閣議決定されました。	

資料２－４

（仮称）北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

<table>
<tr><th>新（原案たたき台）</th><th>旧（素案）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>
また、道においても、こども基本法を踏まえ、こどもの意見表明や社会参加の促進等を規定する「（仮称）北海道こども基本条例」の策定に向けた議論を進めています。
こうした国の動きや道の新たな施策、コロナ禍を経た道内のこども・子育て世帯の現状、これまでの計画の取組状況の評価等を踏まえ、道では、今後５年間の総合的なこども施策や目標などを定める（仮称）「北海道こども計画」を策定することとします。
なお、本計画では、関係する施策に横串を通すことで、より効果的・効率的な実施につながるよう、上記三つの計画を束ねて一つの計画とします。

（中略）

３　計画の位置付け
本計画は北海道総合計画の特定分野別計画、こども基本法第10条に基づく都道府県こども計画として策定し、関連する次の九つの計画の内容を盛り込みます。
<table>
<tr><th>No.</th><th>計画名</th><th>根拠（法・通知）</th></tr>
<tr><td>1.</td><td>都道府県子ども・若者計画</td><td>子ども・若者育成支援推進法第９条</td></tr>
<tr><td>2.</td><td>こどもの貧困の解消に向けた対策に関する都道府県計画</td><td>こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条</td></tr>
<tr><td>3.</td><td>次世代育成支援に関する都道府県行動計画</td><td>次世代育成支援対策推進法第９条</td></tr>
<tr><td>4.</td><td>子ども・子育て支援事業支援計画</td><td>子ども・子育て支援法第62条</td></tr>
<tr><td>5.</td><td>母子及び父子並びに寡婦に対する自立促進計画</td><td>母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条</td></tr>
</table>
</td><td>
また、道においても、こども基本法を踏まえ、こどもの意見表明や社会参加の促進等を規定する「（仮称）北海道こども基本条例」の策定に向けた議論を進めています。
こうした国の動きや道の新たな施策、コロナ禍を経た道内のこども・子育て世帯の現状、これまでの計画の取組状況の評価等を踏まえ、道では、今後５年間の総合的なこども施策や目標などを定める（仮称）「北海道こども計画」を策定することとします。
なお、本計画では、関係する施策に横串を通すことで、より効果的・効率的な実施につながるよう、上記三つの計画を束ねて一つの計画とします。

（中略）

３　計画の位置付け
本計画は北海道総合計画の特定分野別計画、こども基本法第10条に基づく都道府県こども計画として策定し、関連する次の九つの計画の内容を盛り込みます。
<table>
<tr><th>No.</th><th>計画名</th><th>根拠（法・通知）</th></tr>
<tr><td>1.</td><td>都道府県子ども・若者計画</td><td>子ども・若者育成支援推進法第９条</td></tr>
<tr><td>2.</td><td>こどもの貧困の解消に向けた対策に関する都道府県計画</td><td>こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条</td></tr>
<tr><td>3.</td><td>次世代成育支援に関する都道府県行動計画</td><td>次世代育成支援対策推進法第９条</td></tr>
<tr><td>4.</td><td>子ども・子育て支援事業支援計画</td><td>子ども・子育て支援法第62条</td></tr>
<tr><td>5.</td><td>母子及び父子並びに寡婦に対する自立促進計画</td><td>母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条</td></tr>
</table>
</td><td>
【３頁】

○文言修正（誤記修正）
</td></tr>
</table>

資料２－４

（仮称）北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

<table>
<tr><th>新（原案たたき台）</th><th>旧（素案）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>6.</td><td>母子保健を含む成育医療等に関する計画。</td><td>成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第17条。</td></tr>
<tr><td>7.</td><td>都道府県社会的養育推進計画。</td><td>都道府県社会的養育推進計画の策定について（令和６年３月12日付こ支家第125号こども家庭庁支援局長通知）。</td></tr>
<tr><td>8.</td><td>少子化対策に関する実施計画。</td><td>北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例第７条。</td></tr>
<tr><td>9.</td><td>青少年の健全な育成に関する基本計画。</td><td>北海道青少年健全育成条例第９条。</td></tr>
</table>

（中略）

④　核家族化

三世代同居している世帯の割合及び平均世帯人数ともに減少傾向にあり、<u>祖父母等から子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい</u>状況にあります。

さらに、本道では、三世代同居世帯割合が令和２年（2020年）で2.41%と全国の4.20%に比べ1.79ポイント、平均世帯人員も全国の2.21人に対し、2.04人と0.17ポイント下回っており、全国よりも核家族化が進行している状況にあります。

（図表省略）
</td><td>
<table>
<tr><td>6.</td><td>母子保健を含む成育医療等に関する計画。</td><td>成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第17条。</td></tr>
<tr><td>7.</td><td>都道府県社会的養育推進計画。</td><td>都道府県社会的養育推進計画の策定について（令和６年３月12日付こ支家第125号こども家庭庁支援局長通知）。</td></tr>
<tr><td>8.</td><td>少子化対策に関する実施計画。</td><td>北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例第７条。</td></tr>
<tr><td>9.</td><td>青少年の健全な育成に関する基本計画。</td><td>北海道青少年健全育成条例第９条。</td></tr>
</table>

（中略）

④　核家族化

三世代同居している世帯の割合及び平均世帯人数ともに減少傾向にあり、<u>家庭内の子育て力が低下している</u>状況にあります。

さらに、本道では、三世代同居世帯割合が令和２年（2020年）で2.41%と全国の4.20%に比べ1.79ポイント、平均世帯人員も全国の2.21人に対し、2.04人と0.17ポイント下回っており、全国よりも核家族化が進行している状況にあります。

（図表省略）
</td><td>
【10頁】

○パブコメ意見を踏まえた修正
</td></tr>
</table>

資料２－４

（仮称）北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考
⑤　女性の就業率 本道の女性の就業率は全国平均を下回っていますが、上昇傾向にあり、女性の社会進出が進んでいます。 また、女性の年齢階級別就業率を平成30年（2018年）と令和５年（2023年）で比較すると、特に25～34歳の就業率が伸びているなど、子育て世代の就業者が増加しています。 一方、本道における年代別の女性の正規雇用率（その形状から「L字カーブ」とも呼ばれる）をみると、20代後半から30代にかけて全国との差が開いています。 （中略）	⑤　女性の就業率 本道の女性の就業率は全国平均を下回っていますが、上昇傾向にあり、女性の社会進出が進んでいます。 また、女性の年齢階級別就業率を平成30年と令和５年で比較すると、特に25～34歳の就業率が伸びているなど、子育て世代の就業者が増加しています。一方、本道における年代別の女性の正規雇用率（その形状から「L字カーブ」とも呼ばれる）をみると、20代後半から30代にかけて全国との差が開いています。 （中略）	【11頁】 ○文言追加（誤記修正） ○体裁整理（改行）
⑦　若年者の失業率 本道における令和５年（2023年）時点の若年者の失業率は、15-24歳で前年比1.1ポイント増加し、全国平均を上回った一方で、25-34歳では前年比1.2ポイント減少し、全国平均を下回っている状況にあります。 （中略）	⑦　若年者の失業率 本道における令和５年（2023年）時点の若年者の失業率は、15-24歳で前年比1.1ポイント増加し、全国平均を上回った一方で、25-34歳では前年比1.2ポイント減少し、全国平均を下回っています。 （中略）	【13頁】 ○文言修正（平仄合わせ）

資料２－４

（仮称）北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

<table>
<tr><th>新（原案たたき台）</th><th>旧（素案）</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>２　青少年を取り巻く環境の現状と課題
（１）青少年を取り巻く現状
①　いじめの現状
道内のいじめの認知件数は令和５年度（2023年度）に４万件を上回り、過去最多となっており、令和元年度（2019年度）と比較して２倍以上となっています。

図表 13　本道のいじめの認知件数
 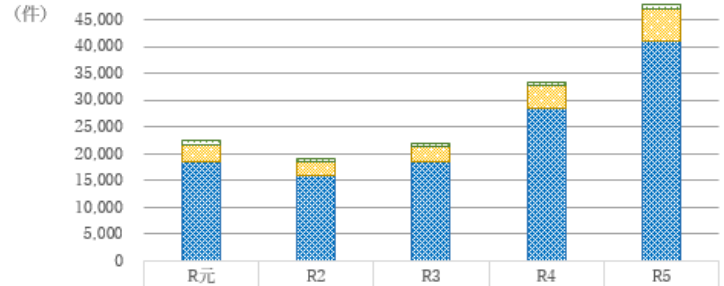

	R元	R2	R3	R4	R5
高等学校	749	572	533	700	992
中学校	3,209	2,686	2,906	4,256	5,929
小学校	18,525	15,824	18,552	28,387	40,971
合計	22,483	19,082	21,991	33,343	47,892

北海道教育委員会「令和５年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」</td>
<td>２　青少年を取り巻く環境の現状と課題
（１）青少年を取り巻く現状
①　いじめの現状
道内のいじめの認知件数は令和５年度（2023年度）に４万件を上回り、過去最多となっており、令和元年度（2019年度）と比較して２倍以上となっています。

図表 13　本道のいじめの認知件数
 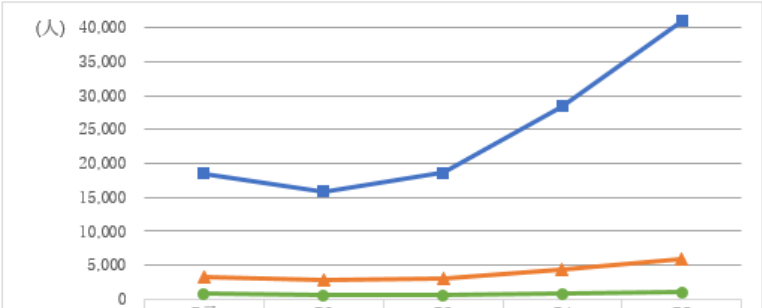

	R元	R2	R3	R4	R5
高等学校	749	572	533	700	992
中学校	3,209	2,686	2,906	4,256	5,929
小学校	18,525	15,824	18,552	28,387	40,971

北海道教育委員会「令和５年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」</td>
<td>【14頁】

○図表の修正（折れ線グラフ→棒グラフ、合計欄の追加）</td>
</tr>
</table>

資料２－４

（仮称）北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考
②　不登校・ひきこもりの現状 道内の不登校（注）の児童生徒は増加傾向にあり、特に小学校では令和元年度（2019年度）と比較して２倍以上となっています。 **図表 14　本道の不登校児童生徒数** 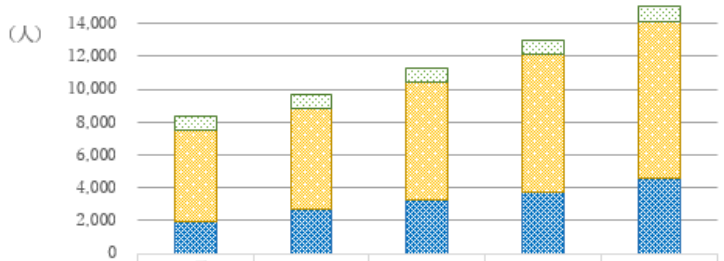 		R元	R2	R3	R4	R5
---	---	---	---	---	---
高等学校	850	798	822	826	922
中学校	5,558	6,177	7,243	8,463	9,613
小学校	1,986	2,696	3,221	3,713	4,554
合計	8,394	9,671	11,286	13,002	15,089 | 北海道教育委員会「令和５年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」. 注）年度間に連続又は断続して 30 日以上欠席した者のうち、主たる理由が不登校の者の数 また、内閣府が令和4年度（2022年度）に行った「こども・若者の意識と生活に関する調査」では広義のひきこもり群※2の若者（15～39歳）の割合は2.05％と推計されており、ひきこもりとなったきっかけは「退職したこと」、「人間関係がうまくいかなかった」、「新型コロナの流行」、「病気」、「中学校時代の不登校」の順で多い状況となっています。 このほか、不登校の児童生徒やひきこもりの状態にある人などは、孤独・孤立の問題を抱えている、あるいは孤独・孤立に至りやすい当事者として現在一定程度認識されてお	②　不登校・ひきこもりの現状 道内の不登校（注）の児童生徒は増加傾向にあり、特に小学校では令和元年度（2019年度）と比較して２倍以上となっています。 **図表 14　本道の不登校児童生徒数** 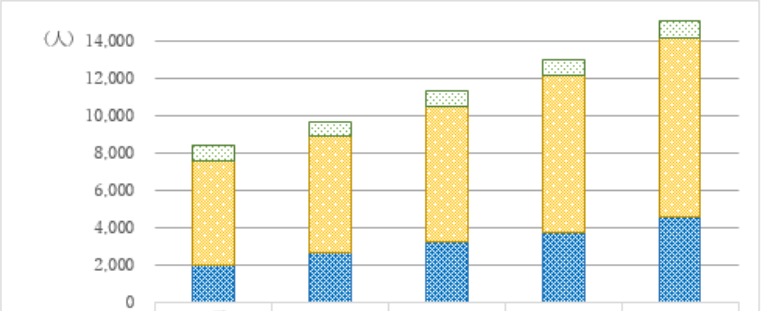 |	R元	R2	R3	R4	R5
---	---	---	---	---	---
高等学校	850	798	822	826	922
中学校	5,558	6,177	7,243	8,463	9,613
小学校	1,986	2,696	3,221	3,713	4,554	 北海道教育委員会「令和５年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」. 注）年度間に連続又は断続して 30 日以上欠席した者のうち、主たる理由が不登校の者の数 また、内閣府が令和４年度（2022 年度）に行った「こども・若者の意識と生活に関する調査」では広義のひきこもり群※2 の若者（15～39 歳）の割合は 2.05％と推計されており、ひきこもりとなったきっかけは「退職したこと」、「人間関係がうまくいかなかった」、「新型コロナの流行」、「病気」、「中学校時代の不登校」の順で多い状況となっています。 このほか、不登校の児童生徒やひきこもりの状態にある人などは、孤独・孤立の問題を抱えている、あるいは孤独・孤立に至りやすい当事者として現在一定程度認識されており、	【15頁】 ○図表の修正（合計欄の追加）

（仮称）北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考
り、内閣府が令和５年度（2023年度）に行った「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査」では、「失業・休職・退学・休学（中退・不登校を含む）」が、現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事の上位（20位中８位）になっています。 （中略）	内閣府が令和５年度（2023年度）に行った「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査」では、「失業・休職・退学・休学（中退・不登校を含む）」が、現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事の上位（８位）になっています。 （中略）	○文言修正（記載内容の明確化）
（２）課題 本道の未来を担う青少年の育成は、社会全体で取り組むべき課題であり、未来の担い手である青少年が、成長過程で様々な学びや体験を経て、心身ともに健やかに成長し、社会の一員として、互いの多様性を認め合い自立できる環境をつくるため、家庭、学校、地域社会等の相互の連携の下に取り組んでいくことが重要です。 いじめや不登校等の重大な課題に対して、引き続き、未然防止に向けた道徳教育や人権に関する教育、情報モラル教育等の充実と早期の対応が不可欠であるとともに、孤独・孤立の問題については、当事者や家族等が置かれる具体的な状況は多岐にわたることを踏まえ、様々な関係者による連携体制の構築などに取り組む必要があります。 青少年の非行と被害の防止については利用の低年齢化が進む中、スマートフォンの普及等により、SNSに起因するトラブルに巻き込まれる機会が増えており、インターネット利用におけるこどもの性犯罪被害等を防止することが喫緊の課題です。また、アルバイト感覚で犯罪に加担してしまう、いわゆる「闇バイト」の横行や大麻等の薬物事犯で検挙	（２）課題 本道の未来を担う青少年の育成は、社会全体で取り組むべき課題であり、家庭、学校、地域社会をはじめ、私たち道民が一丸となって、取り組んでいくことが重要です。 いじめや不登校等の重大な課題に対して、引き続き、未然防止に向けた道徳教育や人権に関する教育、情報モラル教育等の充実と早期の対応が不可欠であるとともに、孤独・孤立の問題については、当事者や家族等が置かれる具体的な状況は多岐にわたることを踏まえ、様々な関係者による連携体制の構築などに取り組む必要があります。 青少年の非行と被害の防止については利用の低年齢化が進む中、スマートフォンの普及等により、SNSに起因するトラブルに巻き込まれる機会が増えており、インターネット利用におけるこどもの性犯罪被害等を防止することが喫緊の課題です。また、アルバイト感覚で犯罪に加担してしまう、いわゆる「闇バイト」の横行や大麻等の薬物事犯で検挙される若年層の急増など、青少年の置かれている状況は、被害と非行の両面において深刻なものとなっています。また、電子マネー等の利用に関する留意点や消費者トラブルに関する啓	【20頁】 ○パブコメ意見を踏まえた修正

（仮称）北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考
される若年層の急増など、青少年の置かれている状況は、被害と非行の両面において深刻なものとなっています。また、電子マネー等の利用に関する留意点や消費者トラブルに関する啓発など被害の発生防止に関する消費者教育や情報提供が必要です。 新規学卒者や離職する若者に対して、キャリアコンサルタントによる相談支援、コミュニケーション訓練、就業体験、職業訓練によるスキルアップなど、行政や地域若者サポートステーションなどの関係機関が連携して、職業的自立に向けた支援を推進する必要があります。	発など被害の発生防止に関する消費者教育や情報提供が必要です。 新規学卒者や離職する若者に対して、キャリアコンサルタントによる相談支援、コミュニケーション訓練、就業体験、職業訓練によるスキルアップなど、行政や地域若者サポートステーショなどの関係機関が連携して、職業的自立に向けた支援を推進する必要があります。	○文言修正（誤記修正）
３　こどもの貧困等の現状と課題 （１）こどもの貧困等の現状 ①　我が国におけるこどもの貧困の現状 国が実施した「国民生活基礎調査」によると、令和３年（2021年）の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は127万円となっており、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯の割合）は、15.4%、18歳未満のこどもの貧困率は11.5%となっています。 一方、こどもがいる現役世帯のうち、ひとり親世帯の相対的貧困率は50.8%と、大人が二人以上いる世帯の10.7%に比べ非常に高い水準となっています。	３　こどもの貧困等の現状と課題 （１）こどもの貧困等の現状 ①　我が国におけるこどもの貧困の現状 国が実施した「国民生活基礎調査」によると、令和３年（2021年）の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は127万円となっており、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯の割合）は、15.4%、18歳未満のこどもの貧困率は11.5%となっています。 一方、こどもがいる現役世帯のうち、ひとり親世帯の相対的貧困率は50.8%と、大人が二人以上いる世帯の10.7%に比べ非常に高い水準となっています。	【21頁】

資料２－４

（仮称）北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）

図表 20　貧困率の推移　（単位%）

	H12	H15	H18	H21	H24	H27	H30 旧基準	H30 新基準	R3 新基準
相対的貧困率	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7	15.4
こどもの貧困率	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	11.5
こどもがいる現役世帯	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1	10.6
大人が一人	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	48.1	48.3	44.5	50.8
大人が二人以上	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	11.2	8.6	10.7

（中略）

イ　ひとり親世帯の現状

本道におけるひとり親世帯は、令和２年（2020年）国勢調査によると40,970世帯、全世帯に占める割合は1.65%となっており、平成27年（2015年）に比べ、世帯数は9,162世帯減（18.28%減）、全世帯に占める割合は0.41ポイント減と、いずれも減少しているものの、全国の状況と比較すると、ひとり親世帯の全世帯に占める割合は、本道が全国（1.29%）を0.36ポイント上回っています。

（中略）

ひとり親世帯の親の就業率は、令和２年（2020年）国勢調査によると母子世帯で81.5%、父子世帯で88.4%となっています。雇用形態別に見ると、母子世帯では、正規職員が49.0%、パート・アルバイトなど非正規職員が44.3%となっており、父子世帯では正規職員が72.0%、非正規職員が7.5%となっています。

旧（素案）

図表 20　貧困率の推移　（単位%）

	2000（H12）	2003（H15）	2006（H18）	2009（H21）	2012（H24）	2015（H27）	2018（H30） 旧基準	2018（H30） 新基準	2021（R3） 新基準
相対的貧困率	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7	15.4
こどもの貧困率	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	11.5
こどもがいる現役世帯	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1	10.6
大人が一人	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	48.1	48.3	44.5	50.8
大人が二人以上	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	11.2	8.6	10.7

（中略）

イ　ひとり親世帯の現状

本道におけるひとり親世帯は、令和２年（2020年）国勢調査によると40,970世帯、全世帯に占める割合は1.65%となっており、平成27年（2015年）に比べ、世帯数は9,162世帯減（18.28%減）、全世帯に占める割合は0.41ポイント減と、いずれも減少しているものの、全国の状況と比較すると、ひとり親世帯の全世帯に占める割合は、本道が全国（1.29%）を0.36ポイント上回っています。

（中略）

ひとり親世帯の親の就業率は、令和２年（2022年）国勢調査によると母子世帯で81.5%、父子世帯で88.4%となっています。雇用形態別に見ると、母子世帯では、正規職員が49.0%、パート・アルバイトなど非正規職員が44.3%となっており、父子世帯では正規職員が72.0%、非正規職員が7.5%となっています。

備考

○図表の修正（西暦、()を削除）
※他図表との平仄合わせ

【23頁】

【24頁】○文言修正（誤記修正）

資料２－４

（仮称）北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）

前回調査（平成27年）と比較すると、道内では、母子世帯・父子世帯ともに、就業率も正規職員の割合も上昇しました。

また、全国の状況と比較すると、母子世帯では、就業率、正規職員の割合ともに全国をやや下回っており、父子世帯では、就業率、正規職員の割合ともに全国をやや上回っています。

（中略）

図表 28　児童虐待相談対応件数　（単位：件）

区　分	~~R1~~	~~R2~~	~~R3~~	~~R4~~	前年度比
全道	6,396	6,256	6,422	5,855	0.91 倍
道　児　相	3,995	3,694	4,020	3,626	0.90 倍
札幌市児相	2,401	2,562	2,402	2,229	0.93 倍
全国	193,780	205,044	207,660	214,843	1.03 倍

※児童相談所が受理した相談のうち、「児童虐待事案」として対応した件数

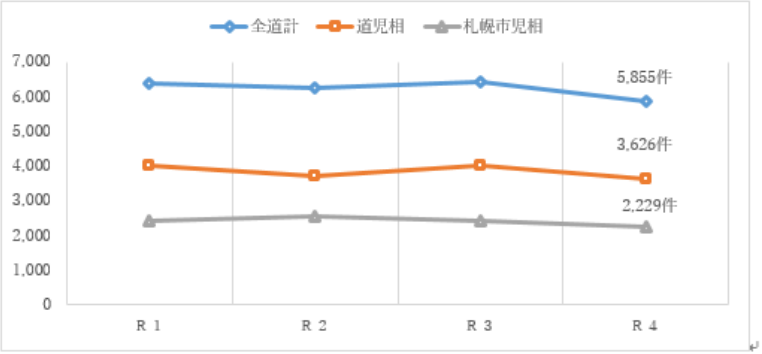

また、道児童相談所での相談対応件数を見ると、令和４年度（2022年度）時点で児童福祉施設入所が2.5%、里親等への委託が1.0%、面接指導（助言指導等）が92.3%となっています。

旧（素案）

前回調査（平成27年）と比較すると、道内では、母子世帯・父子世帯ともに、就業率も正規職員の割合も上昇しました。

また、全国の状況と比較すると、母子世帯では、就業率、正規職員の割合ともに全国をやや下回っており、父子世帯では、就業率、正規職員の割合ともに全国をやや上回っています。

（中略）

図表 28　児童虐待相談対応件数　（単位：件）

区　分	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	前年度比
全道	6,396	6,256	6,422	5,855	0.91 倍
道　児　相	3,995	3,694	4,020	3,626	0.90 倍
札幌市児相	2,401	2,562	2,402	2,229	0.93 倍
全国	193,780	205,044	207,660	214,843	1.03 倍

※児童相談所が受理した相談のうち、「児童虐待事案」として対応した件数

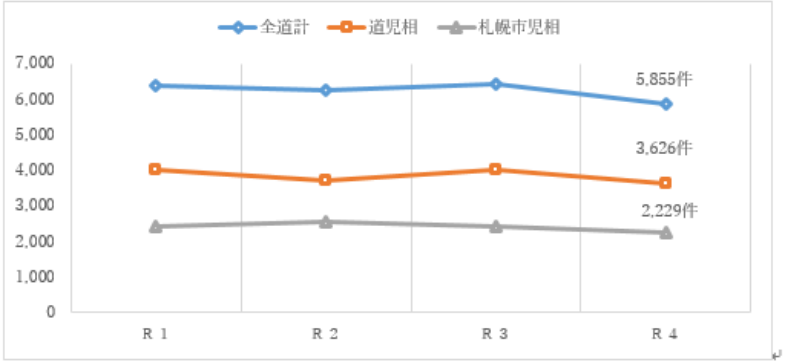

また、道児童相談所での相談対応件数を見ると、令和４年度時点で児童福祉施設入所が2.5%、里親等への委託が1.0%、面接指導（助言指導等）が92.3%となっています。

備考

【25頁】○図表の修正（「年度」削除）
※他図表との平仄合わせ

○文言修正（平仄合わせ）

資料２－４

（仮称）北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

<table>
<tr><th>新（原案たたき台）</th><th>旧（素案）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>（中略）</td><td>（中略）</td><td></td></tr>
<tr><td>(ｲ)　社会的養護の状況
保護者のいないこどもや虐待を受けたこどもなど、社会的養護を必要とするこどもに対し、自立のための援助や施設退所後の支援を行うため、令和５年（2023年）３月末時点で、道内に23か所の児童養護施設（地域小規模を除く。）と２か所の乳児院、28か所のファミリーホームが設置されているほか、1,016世帯の里親が登録されています。
社会的養護を受けるこどもの数は、同時点で児童養護施設等への入所が1,151人、里親等の家庭養護が643人となっており、施設養護と家庭養護の在所児童数の割合は、概ね２対１で、年々、家庭養護の割合が高くなっています。</td><td>(ｲ)　社会的養護の状況
保護者のいないこどもや虐待を受けたこどもなど、社会的養護を必要とするこどもに対し、自立のための援助や施設退所後の支援を行うため、令和５年３月末時点で、道内に23か所の児童養護施設（地域小規模を除く。）と２か所の乳児院、28か所のファミリーホームが設置されているほか、1,016世帯の里親が登録されています。
社会的養護を受けるこどもの数は、同時点で児童養護施設等への入所が1,151人、里親等の家庭養護が643人となっており、施設養護と家庭養護の在所児童数の割合は、概ね２対１で、年々、家庭養護の割合が高くなっています。</td><td>【26頁】

○文言修正（平仄合わせ）</td></tr>
<tr><td>（中略）</td><td>（中略）</td><td></td></tr>
<tr><td>図表 31　家庭養護の状況（札幌市を含む。）　令和５年３月末現在
<table><tr><th>区　分</th><th>施設数</th><th>定員数</th><th>在所児童数</th></tr><tr><td>ファミリーホーム</td><td>28</td><td>167</td><td>117</td></tr><tr><td>区　分</td><td>里親登録数</td><td>委託里親数</td><td>委託児童数</td></tr><tr><td>里　親</td><td>1,016</td><td>376</td><td>526</td></tr></table>北海道保健福祉部子ども政策局調べ</td><td>図表 31　家庭養護の状況（札幌市を含む。）　令和５年３月末現在
<table><tr><th>区　分</th><th>施設数</th><th>定員数</th><th>在所児童数</th></tr><tr><td>ファミリーホーム</td><td>28</td><td>167</td><td>117</td></tr><tr><td>里　親</td><td>1,016</td><td>376</td><td>526</td></tr></table>北海道保健福祉部子ども政策局調べ</td><td>○誤記修正（里親区分の追加）</td></tr>
<tr><td>（中略）</td><td>（中略）</td><td></td></tr>
</table>

（仮称）北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考
エ　ヤングケアラーの現状 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーは、責任や負担の重さにより、学業や友人関係に影響が生じるケースがあるにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくいため、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期に把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく必要があります。 道が令和３年度（2021年度）及び令和４年度（2022年度）に実施した実態調査の結果では、ヤングケアラーが道内に一定数いることや、ヤングケアラーと思われるこどもたち自身も自らの負担について自覚しにくく、誰にも悩みを相談した経験がないこどもが多いことなどが明らかとなっています。 （中略）	エ　ヤングケアラーの現状 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーは、責任や負担の重さにより、学業や友人関係に影響が生じるケースがあるにもかかわらず、こども本人や家族に自覚が乏しいなどの理由から、支援が必要であっても表面化しにくいため、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期に把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく必要があります。 道が令和３年度（2021年度）及び令和４年度（2022年度）に実施した実態調査の結果では、ヤングケアラーが道内に一定数いることや、ヤングケアラーと思われるこどもたち自身も自らの負担について自覚しにくく、誰にも悩みを相談した経験がないこどもが多いことなどが明らかとなっています。 （中略）	【27頁】 〇部会意見を踏まえた修正
(ｱ)　生活保護世帯のこども 生活保護世帯のこどもの中学卒業後の高校等進学率は、令和５年（2023年）４月１日現在で94.8%、就職率は0.9%となっており、全国の状況と比較すると、進学率（全国：92.5%）は2.3ポイント上回っており、就職率（全国：1.3%）は0.4ポイント下回っています。 また、異なる調査のため単純比較はできませんが、全道平均の状況と比較すると、高校等進学率（全道平均：98.5%）	(ｱ)　生活保護世帯のこども 生活保護世帯のこどもの中学卒業後の高校等進学率は、令和５年（2023年）４月１日現在で94.8%、就職率は0.9%となっており、全国の状況と比較すると、進学率（全国：92.5%）は2.3ポイント上回っており、就職率（全国：1.3%）は0.4ポイント下回っています。 また、異なる調査のため単純比較はできませんが、全道平均の状況と比較すると、高校等進学率（全道平均：98.5%）	【29頁】

（仮称）北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）

は3.7ポイント低く、就職率（全道平均：0.2%）は0.7ポイント上回っています。

さらに、生活保護世帯のこどもの高校等中途退学率は3.8%となっており、全国の状況（3.7%）を0.1ポイント、全道平均（1.8%）を2.0ポイント上回っています。

（中略）

図表 39　児童養護施設のこどもの高校・大学進学率

	~~(%)~~	H30.5		~~R5.5~~	
		全道	全国	全道	全国
中学校卒業後	高等学校進学率	96.6	95.8	100	97.1
	就職率	0.7	2.4	0	1.4
高等学校等卒業後	大学等進学率	27.9	30.8	38.2	38.9
	就職率	67.3	62.5	48.0	51.6

こども家庭庁「社会的養護の現況に関する調査」／北海道保健福祉部子ども政策局調べ

（中略）

４　出産や子育てを巡る道民の意識とニーズ

（１）夫婦の完結出生児数・平均理想こども数・平均予定こども数等

「第16回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）」（令和３年(2021年)国立社会保障・人口問題研究所）によると、夫婦の完結出生児数（結婚持続期間15～19年夫婦の平均出生こども数であり、夫婦の最終的な平均出生こども数とみなされる）は、1.90人と最低値を更新しました。

旧（素案）

は3.7ポイント低く、就職率（全道平均：0.2%）は0.7ポイント上回っています。

さらに、生活保護世帯のこどもの高校等中途退学率は3.8%となっており、全国の状況（3.7%）を0.1ポイント、全道平均（1.6%）を2.2ポイント上回っています。

（中略）

図表 39　児童養護施設のこどもの高校・大学進学率

		H30.5		~~R5~~	
		全道	全国	全道	全国
中学校卒業後	高等学校進学率	96.6	95.8	100	97.1
	就職率	0.7	2.4	0	1.4
高等学校等卒業後	大学等進学率	27.9	30.8	38.2	38.9
	就職率	67.3	62.5	48.0	51.6

こども家庭庁「社会的養護の現況に関する調査」／北海道保健福祉部子ども政策局調べ

（中略）

４　出産や子育てを巡る道民の意識とニーズ

（１）夫婦の完結出生児数・平均理想こども数・平均予定こども数等

「第16回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）」（令和３年　国立社会保障・人口問題研究所）によると、夫婦の完結出生児数（結婚持続期間15～19年夫婦の平均出生こども数であり、夫婦の最終的な平均出生こども数とみなされる）は、1.90人と最低値を更新しました。

備考

○文言修正（誤記修正）

【30頁】
○図表の修正（「%」、時点月追加）
※平仄合わせ

【32頁】

○文言修正（平仄合わせ）

（仮称）北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考
出生こども数の分布を見ると、半数を超える夫婦が2人以上産んでいますが、こどもが０～1人の夫婦の割合が増えてきています。 （中略） （３）北海道のこどもの生活実態 子育て世帯の経済状況とこどもの生活環境などを把握するため、道は北海道大学と共同し、「北海道子どもの生活実態調査」（令和3年（2021年）～令和４年(2022年)）を実施しました。 ①　乳幼児期のこどもの保護者の今後の生活に対する不安感 1歳半から2歳児（以下2歳児）、5歳児の保護者を対象に「あなたは、今後の生活（経済的・子育てなど）に対して不安を感じていますか」と質問したところ、２歳児、５歳児共におおよそ65％程度が「感じている」「どちらかといえば感じている」と回答し、所得階層別にみると、「どちらかといえば感じている」割合はどの階層も30％前後で大きな差がないものの、「感じている」と答える割合は低所得層Ｉにおいておおよそ48％、上位所得層ではおおよそ17％となっています。	出生こども数の分布を見ると、半数を超える夫婦が2人以上産んでいますが、こどもが０～1人の夫婦の割合が増えてきています。 （中略）	【38頁】○部会意見を踏まえた修正

（仮称）北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考

図表 42　乳幼児期のこどもの保護者の今後の生活に対する不安感　（単位：人数、%）

		サンプル数	感じている	どちらかと言えば感じている	どちらとも言えない	どちらかと言えば感じていない	感じていない	無回答
全　体		2,419	814 33.7	768 31.7	421 17.4	195 8.1	168 6.9	53 2.2
年齢	2歳	683	221 32.4	216 31.6	115 16.8	67 9.8	57 8.3	7 1.0
	5歳	1,736	593 34.2	552 31.8	306 17.6	128 7.4	111 6.4	46 2.6
所得階層	低所得層Ⅰ	329	157 47.7	92 28.0	43 13.1	20 6.1	15 4.6	2 0.6
	低所得層Ⅱ	502	206 41.0	168 33.5	77 15.3	28 5.6	20 4.0	3 0.6
	中間所得層Ⅰ	470	165 35.1	159 33.8	84 17.9	29 6.2	30 6.4	3 0.6
	中間所得層Ⅱ	607	186 30.6	195 32.1	108 17.8	68 11.2	47 7.7	3 0.5
	上位所得層	288	48 16.7	94 32.6	64 22.2	38 13.2	41 14.2	3 1.0
	無回答	223	52 23.3	60 26.9	45 20.2	12 5.4	15 6.7	39 17.5

② 小学生以上のこどもの保護者の今後の生活に対する不安感

小学校2年生、５年生、中学校2年生、高校2年生の保護者に、①と同様の質問をしたところ、全体でみると「感じている」と「どちらかといえば感じている」を合わせて66.3%を占め、これは学年別でみても同様となっています。また、所得の低い階層になるほど「感じている」という回答の割合が高くなり、低所得層Ⅰでは半数を超えています。

（仮称）北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考
図表 43　小学生以上のこどもの保護者の今後の生活に対する不安感　（単位：人数、%）		

		サンプル数	感じている	どちらかと言えば感じている	どちらとも言えない	どちらかと言えば感じていない	感じていない	無回答
全　体		6,852	2,425 35.4	2,117 30.9	1,077 15.7	500 7.3	556 8.1	177 2.6
学年	小学２年生	1,887	631 33.4	584 30.9	300 15.9	146 7.7	184 9.8	42 2.2
	小学５年生	1,970	658 33.4	637 32.3	318 16.1	154 7.8	163 8.3	40 2.0
	中学２年生	1,729	634 36.7	534 30.9	268 15.5	123 7.1	115 6.7	55 3.2
	高校２年生	1,266	502 39.7	362 28.6	191 15.1	77 6.1	94 7.4	40 3.2
※所得階層	低所得層Ⅰ	1,128	628 55.7	295 26.2	118 10.5	35 3.1	43 3.8	9 0.8
	低所得層Ⅱ	1,206	554 45.9	350 29.0	174 14.4	58 4.8	62 5.1	8 0.7
	中間所得層Ⅰ	1,137	428 37.6	386 33.9	172 15.1	61 5.4	88 7.7	2 0.2
	中間所得層Ⅱ	1,743	484 27.8	605 34.7	324 18.6	159 9.1	163 9.4	8 0.5
	上位所得層	987	164 16.6	321 32.5	186 18.8	153 15.5	156 15.8	7 0.7
	無回答	651	167 25.7	160 24.6	103 15.8	34 5.2	44 6.8	143 22.0

北海道・北海道大学「第２回北海道子どもの生活実態調査」（令和３年（2021 年）～令和４年（2022 年））

※「所得階層」：厚生労働省が貧困率の推計を行う際に用いる「相対的貧困線」を基準とした階層区分

（中略）

（中略）

資料２－４

（仮称）北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考
第３　これまでの計画に基づく取組と評価 第４期少子化対策計画では、少子化対策条例で定める11の基本的施策の中心に「こどもや子育てをみんなで応援する」ステージのほか、「妊娠や出産を支援する」、「子育てを支援する」、「子育ちや自立を支援する」の三つのライフステージの４ステージを設定し、各ステージに盛り込まれた25項目の施策目標を定めるとともに、目標達成に向けた主な取組83本を掲げて、施策を推進してきました。 第２次青少年計画では、青少年条例第２条の基本理念にのっとり、四つの施策の基本方針と七つの施策目標、さらに、32項目の数値目標と９項目の参考指標を設定し、取り組んできました。 第２期貧困対策計画では、こどもの現在及び将来が、その生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、第一に「相談支援」の充実を図るとともに、「教育支援」「生活支援」「保護者に対する就労支援」「経済的支援」を中心とする五つの柱に沿って、各般の取組を進め、こどもの貧困対策の総合的な推進を図ってきました。 １　取組全体の評価 第４期少子化対策計画、第２次青少年計画、第２期貧困対策計画では、それぞれ、少子化対策、青少年健全育成、貧困対策を目的とした施策や事業を総動員し、官民一体となった取組を総合的かつ計画的に推進してきました。 また、毎年度の推進状況を把握し、審議会で課題や問題点についてご意見をいただきながら、計画の着実な推進に努	第３　これまでの計画に基づく取組と評価 第４期少子化対策計画では、少子化対策条例で定める11の基本的施策の中心に「こどもや子育てをみんなで応援する」ステージのほか、「妊娠や出産を支援する」、「子育てを支援する」、「子育ちや自立を支援する」の三つのライフステージを設定し、各ステージに盛り込まれた25項目の施策目標を定めるとともに、目標達成に向けた主な取組83本を掲げて、施策を推進してきました。 第２次青少年計画では、青少年条例第２条の基本理念にのっとり、四つの施策の基本方針と七つの施策目標、さらに、32項目の数値目標と９項目の参考指標を設定し、取り組んできました。 第２期貧困対策計画では、こどもの現在及び将来が、その生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、第一に「相談支援」の充実を図るとともに、「教育支援」「生活支援」「保護者に対する就労支援」「経済的支援」を中心とする五つの柱に沿って、各般の取組を進め、こどもの貧困対策の総合的な推進を図ってきました。 １　取組全体の評価 第４期少子化対策計画、第２次青少年計画、第２期貧困対策計画では、それぞれ、少子化対策、青少年健全育成、貧困対策を目的とした施策や事業を総動員し、官民一体となった取組を総合的かつ計画的に推進してきました。 また、毎年度の推進状況を把握し、審議会で課題や問題点についてご意見をいただきながら、計画の着実な推進に努め	【40頁】 ○文言修正（平仄合わせ）

（仮称）北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考
めてきたところであり、取組に遅れが見られる事案もあるものの、多くの事業については、概ね計画どおりに推進することができました。 しかし、経済的な不安定さや、出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさなど、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合い、出生率は全国平均を下回り、依然として本道の少子化の流れを変えるに至っておらず、引き続き、こどもや若者の支援に取り組んでいく必要があります。 このため、三つの計画について、十分な点検・検証を行い、計画に基づく各施策の効果的かつ効率的な実施を検討するとともに、今後の国の動向も踏まえ、道における教育分野や人口減少対策、保健・医療・福祉、男女平等参画、女性活躍、経済・雇用などの各種取組とも連動しながら、総合的かつ計画的にこども施策を推進する必要があります。 （中略）	てきたところであり、取組に遅れが見られる事案もあるものの、多くの事業については、概ね計画どおりに推進することができました。 しかし、経済的な不安定さや、出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさなど、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合い、合計特殊出生率は全国平均を下回り、依然として本道の少子化の流れを変えるに至っておらず、引き続き、こどもや若者の支援に取り組んでいく必要があります。 このため、三つの計画について、十分な点検・検証を行い、計画に基づく各施策の効果的かつ効率的な実施を検討するとともに、今後の国の動向も踏まえ、道における教育分野や人口減少対策、保健・医療・福祉、男女平等参画、女性活躍、経済・雇用などの各種取組とも連動しながら、総合的かつ計画的にこども施策を推進する必要があります。 （中略）	○文言修正（誤記修正）
③　子育てを支援するステージ ア　主な施策の取組状況 ○　幼児教育、保育環境の整備 ・ 子ども・子育て支援事業計画に基づく計画的な環境整備・サービス提供体制の確保を図るため、市町村支援の実施 ・ 子ども・子育て支援制度を着実に推進し、待機児童の解消や質の高い教育・保育の提供体制を確保するため、市町村	③　子育てを支援するステージ ア　主な施策の取組状況 ○　幼児教育、保育環境の整備 ・ 子ども・子育て支援事業計画に基づく計画的な環境整備・サービス提供体制の確保を図るため、市町村支援の実施 ・ 子ども・子育て支援制度を着実に推進し、待機児童の解消や質の高い教育・保育の提供体制を確保するため、市町村等へ	【51頁】

（仮称）北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）	旧（素案）	備考
等へ助言や支援を行うとともに人材の養成や確保に向けた取組を実施 ○　子育て世帯、ひとり親家庭等への支援の充実 ・ 市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業等に対し支援を実施 ・ 多子世帯の経済的負担を軽減するため、保育料の無償化を行う市町村への支援を実施 ・ ひとり親家庭の安定した就業に向け、各種支援制度を活用し、職業訓練などを支援 ○　社会的養育を必要とするこどもや障がい等のあるこどもへの支援 ・ 代替養育を必要とするこどもが、家庭と同様の環境で養育されるよう、里親等への委託を推進するとともに、乳児院、児童養護施設や里親会等と連携してフォスタリング体制を構築し、里親への支援を充実 ・ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化を推進するとともに、ケアニーズが高いこどもへの対応や複雑多様化する家庭を支えるため、施設の高機能化、多機能化等に向けた取組を推進 ・ 発達障がい児等に対する支援体制の整備を図るため、必要な支援を実施 ○　児童虐待防止対策の推進 ・ 児童相談所における職員の増員や研修等の充実による職員の資質向上に取り組むとともに、児童福祉に精通する医師や弁護士を配置し、児童相談所の体制及び機能を強化	助言や支援を行うとともに人材の養成や確保に向けた取組を実施 ○　子育て世帯、ひとり親家庭等への支援の充実 ・ 市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業等に対し支援を実施 ・ 多子世帯の経済的負担を軽減するため、保育料の無償化を行う市町村への支援を実施 ・ ひとり親家庭の安定した就業に向け、各種支援制度を活用し、職業訓練などを支援 ○　社会的養育を必要とするこどもや障がい等のあるこどもへの支援 ・ 代替養育を必要とするこどもが、家庭と同様の環境で養育されるよう、里親等への委託を推進するとともに、乳児院、児童養護施設や里親会等と連携してフォスタリング体制を構築し、里親への支援を充実 ・ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化を推進するとともに、ケアニーズが高いこどもへの対応や複雑多様化する家庭を支えるため、施設の高機能化、多機能化等に向けた取組を推進 ・ 発達障がい児に対する支援体制の整備を図るため、必要な支援を実施 ○　児童虐待防止対策の推進 ・ 児童相談所における職員の増員や研修等の充実による職員の資質向上に取り組むとともに、児童福祉に精通する医師や弁護士を配置し、児童相談所の体制及び機能を強化	○部会意見を踏まえた修正

資料２－４

（仮称）北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）

・ 児童相談所が要保護児童対策地域協議会に積極的に参画するとともに、関係者向け研修会の実施や市町村への技術的・専門的な助言を通じて、地域における支援体制を充実

（中略）

■里親等委託率

R2	R3	R4	R5	目標（R6）	達成率
32.8%	34.6%	36.1%	－	現状からの増加	－

（中略）

（２）目標設定項目の推進状況

項　　目	令和５年度実績	令和６年度目標事業量等	達成率
ファミリー・サポート・センター数	74市町村	71市町村	104.2%
合計特殊出生率（15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計した数値）	1.06	全国平均 1.30(R3)	81.5%
地域子育て支援拠点	423か所	424か所	99.8%
地域と連携した通学路の安全確保の取組状況	小学校 86% 中学校 73%	100%	86.0% 73.0%
男性の育児休業制度取得率	29.4%	12.0%	245.0%
年次有給休暇取得率	61.9%	70.0%	88.4%
子育てを支援する企業の割合	大企業 98.6% 中小企業 3.70%	大企業 100% 中小企業 25%	98.6% 14.8%

旧（素案）

・ 児童相談所が要保護児童対策地域協議会に積極的に参画するとともに、関係者向け研修会の実施や市町村への技術的・専門的な助言を通じて、地域における支援体制を充実

（中略）

■里親委託率

R2	R3	R4	R5	目標（R6）	達成率
33.3%	34.6%	36.1%	－	現状からの増加	－

（中略）

（２）目標設定項目の推進状況

項目	令和５年度実績	令和６年度目標事業量等	達成率
ファミリー・サポート・センター数	(R4) 72市町村	71市町村	101.4%
合計特殊出生率（15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計した数値）	1.06	全国平均 1.30(R3)	81.5%
地域子育て支援拠点	423か所	424か所	99.8%
地域と連携した通学路の安全確保の取組状況	小学校 86% 中学校 73%	100%	86.0% 73.0%
男性の育児休業制度取得率	29.4%	12.0%	245.0%
年次有給休暇取得率	61.9%	70.0%	88.4%
子育てを支援する企業の割合	大企業 98.6% 中小企業 3.70%	大企業 100% 中小企業 25%	98.6% 14.8%

備考

【52頁】
○文言修正（誤記修正）

【57頁】
○R5実績値及び達成率の更新

資料２－４

（仮称）北海道こども計画案（新旧対照表）【原案たたき台と素案との比較】

新（原案たたき台）

「北海道家庭教育サポート企業等制度」登録企業数	2,888社	3,000社	96.3%
道立青少年体験活動支援施設実施主催事業における未就学児（親子含む）対象事業の割合	19.8%	20%以上	99.0%
「朝食を毎日食べている」小６、中３の割合	小学校 80.7% 中学校 75.4%	小学校 100% 中学校 100%	80.7% 75.4%
体育の授業以外で１週間に運動・スポーツの総運動時間が60分以上と回答した小５、中２の割合	小学男子 91.3% 小学女子 84.9% 中学男子 84.9% 中学女子 70.1%	小学男子 100% 小学女子 100% 中学男子 100% 中学女子 100%	91.3% 84.9% 84.9% 70.1%
放課後等における子どもの活動拠点の整備状況（新・放課後子ども総合プランにおける「放課後子供教室」等の事業により、安全・安心な子どもの活動拠点が整備されている市町村の割合	97.8%	100%	97.8%
異なる年代（学年）や他の校種と交流する活動を行っている学校の割合	小学校 ~~94.1%~~ 中学校 ~~96.6%~~	小学校 100% 中学校 100%	~~94.1%~~ ~~96.6%~~

項　　目	令和５年度実績	令和６年度目標事業量等	達成率
規範意識や基本的な倫理観等の状況（全国学力・学習状況調査において「学校のきまりを守っている」について、「当てはまる」又は「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童・生徒の割合	未集計 ※全国学力学習状況調査中止に伴う調査中止	小学校 100% 中学校 100%	－
道立青少年体験活動支援施設の利用者数	123,263人	233,039人以上	52.9%
普段１日10分以上読書する小６、中３の割合	小学校 58.1% 中学校 49.0%	小学校 70% 中学校 70%	83.0% 70.0%
学校や各学年の目標、教科等との関連などを示した全体計画を作成し、人権教育に取り組んでいる学校の割合	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%	100.0% 100.0%

旧（素案）

「北海道家庭教育サポート企業等制度」登録企業数	2,888社	3,000社	96.3%
道立青少年体験活動支援施設実施主催事業における未就学児（親子含む）対象事業の割合	19.8%	20%以上	99.0%
「朝食を毎日食べている」小６、中３の割合	小学校 80.7% 中学校 75.4%	小学校 100% 中学校 100%	80.7% 75.4%
体育の授業以外で１週間に運動・スポーツの総運動時間が60分以上と回答した小５、中２の割合	小学男子 91.3% 小学女子 84.9% 中学男子 84.9% 中学女子 70.1%	小学男子 100% 小学女子 100% 中学男子 100% 中学女子 100%	91.3% 84.9% 84.9% 70.1%
放課後等における子どもの活動拠点の整備状況（新・放課後子ども総合プランにおける「放課後子供教室」等の事業により、安全・安心な子どもの活動拠点が整備されている市町村の割合	97.8%	100%	97.8%
異なる年代（学年）や他の校種と交流する活動を行っている学校の割合	*(R4)小学校* *85.8%* *中学校* *~~93.7%~~*	小学校 100% 中学校 100%	*85.8%* *93.7%*

項目	令和５年度実績	令和６年度目標事業量等	達成率
規範意識や基本的な倫理観等の状況（全国学力・学習状況調査において「学校のきまりを守っている」について、「当てはまる」又は「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童・生徒の割合	未集計 ※全国学力学習状況調査中止に伴う調査中止	小学校 100% 中学校 100%	－
道立青少年体験活動支援施設の利用者数	123,263人	233,039人以上	52.9%
普段１日10分以上読書する小６、中３の割合	小学校 58.1% 中学校 49.0%	小学校 70% 中学校 70%	83.0% 70.0%
学校や各学年の目標、教科等との関連などを示した全体計画を作成し、人権教育に取り組んでいる学校の割合	*(R4)小学校* *100%* *中学校* *100%*	小学校 100% 中学校 100%	*100.0%* *100.0%*

備考

○R5実績値及び達成率の更新

※以下同じ

【58頁】